

京都市告示第441号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年11月30日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
岩倉196号線	左京区岩幡枝町628番地の21地先から 同町628番地の37地先まで	メートル 226.10	メートル 6.00 ~ 12.00
岩倉197号線	左京区岩倉花園町67番地の5地先から 同町67番地の7地先まで	164.90	6.00 ~ 10.70
岩倉198号線	左京区岩倉花園町926番地地先から 同町84番地の3地先まで	69.80	6.30 ~ 11.00
山科御陵経81号線	山科区御陵岡ノ西町6番地の2地先から 同町6番地の29地先まで	228.40	6.00 ~ 12.02
山科御陵緯50号線	山科区御陵岡ノ西町6番地の39地先から 同町6番地の9地先まで	184.80	6.00 ~ 12.02
山科大宅緯76号線	山科区大宅御所田町7番地の1地先から 同町3番地の3地先まで	75.20	6.01 ~ 11.20
崇仁経49号線	下京区下之町7番地の28地先から 同町7番地の42地先まで	68.40	8.47 ~ 11.60
崇仁緯19号線	下京区下之町2番地の11地先から 同町22番地の9地先まで	145.40	6.00 ~ 12.88
嵯峨緯322号線	右京区嵯峨釈迦堂門前裏柳町16番地の12地先から 同町26番地の4地先まで	123.40	6.00 ~ 10.67

深草経218号線	伏見区深草石橋町6番地の26地先から 同町9番地の3地先まで	139.70	6.00 ~ 12.02
深草緯54の1号線	伏見区深草坊町10番地の11地先から 同町19番地の2地先まで	60.80	0.60 ~ 4.80

(建設局土木管理部道路明示課)